

様式第1号（第4条関係）

パブリックコメントによる意見募集案件公表書

1. 案の名称	朝来市図書館条例の一部改正(案)
2. 案の概要	現行条例で図書館として位置付けられているのは、和田山図書館のみであるため、和田山図書館を本館とし、生野図書館及びあさご森の図書館を分館として位置付ける。
3. 意見募集の趣旨と実施機関の考え方	市内の図書館網を人的、組織的に構築し、市民サービスの向上を目的とした条例改正を実施するにあたり、市民の皆様から広く意見をいただきたいと考えています。
4. 募集期間	令和8年7月1日 ～ 令和8年7月31日
5. 案の配布場所等	市ホームページ、和田山図書館、あさご森の図書館、各支所
6. 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便又は持参による場合 <u>送付先 朝来市和田山町玉置 861 番地</u> <u>朝来市和田山図書館</u> ・ ファクシミリによる場合 <u>送付先 朝来市和田山図書館</u> <u>079-672-1733</u> ・ 電子メールによる場合 <u>送付先 wadayama-toshokan@city.asago.lg.jp</u> <p>※いずれの場合も別紙様式第2号により提出してください。</p>
7. 意見・市の考え方等の公表予定時期	令和8年8月頃
8. 実施機関（担当課等）	まちづくり協働部生涯学習課
9. 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見を提出していただく際は、氏名、住所等を記載してください。 ・ いただいた意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
意見等を提出できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する人 ・ 市内の事業所に勤務する人又は市内の学校に通学する人 ・ 市内において事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体で事業活動を行っているもの